

令和元年10月1日から

3歳児クラスから5歳児クラスまでの認可外保育施設等を利用するお子さんの利用料が月額37,000円まで無償化※1されます。

※1施設等利用費として給付を受けることができます。

0歳児クラスから2歳児クラスまでの区民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

対象者・給付額について

●認可外保育施設を利用している3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの区民税非課税世帯のお子さんは月額42,000円までの利用料※2について施設等利用費の対象となります。

※2 日用品の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は無償化の対象外です。

○認可外保育施設のみ利用

給付上限額月額37,000円
(区民税非課税世帯の0～2歳児クラスは
上限額月額42,000円)

○他のサービスとの併用

認可外保育施設

一時預かり、病児保育、
ファミリーサポート

給付上限額月額37,000円
(区民税非課税世帯の0～2歳児クラスは
上限額月額42,000円)

○幼稚園との併用 (幼稚園が預かり保育を実施していない、もしくは十分な水準でない場合※3に限る。)

幼稚園

預かり保育

認可外保育施設

給付上限額25,700円※4

給付上限額11,300円 (区民税非課税世帯の満3歳児
クラスは上限16,300円)

給付上限額月額37,000円
(区民税非課税世帯の満3歳児
クラスは上限額月額42,000円)

※3 ①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満の場合

※4 新制度幼稚園または認定こども園(1号)との併用の場合は無償化。

○認可保育施設、企業主導型保育所との併用の場合は、認可外保育施設の利用料は施設等利用給付の対象外です。

○対象施設は、都道府県に届出を行っている認可外保育施設等のうち国が定める基準を満たし、かつ区の確認を受けている施設となります。ただし、国の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

必要な手続きについて

●施設等利用給付を受けるためには、**令和元年9月10日(火)までに「施設等利用給付認定」(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。**「施設等利用給付認定」の申請手続きについて、2ページ目以降をご確認ください。

●施設等利用費の請求申請については別途、園もしくは板橋区よりお知らせいたします。

お問い合わせ先

保育の必要性の認定：保育サービス課入園相談係

TEL 3 5 7 9 - 2 4 5 2

認可外保育施設の利用料の償還払いについて

：保育サービス課民間保育振興係

TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2

幼稚園について：教育委員会事務局 学務課幼稚園係

TEL 3 5 7 9 - 2 6 1 3

1.施設等利用給付認定とは

無償化の対象となるためには「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書」にて施設等利用給付認定の申請が必要になります。

認定の対象者は3～5歳児クラス、0～2歳児クラス（区民税非課税世帯のみ）のお子さんがいる保護者で、保護者に「保育の必要性がある」ことが条件です。

※児童のクラス年齢は「当該年度4月1日時点での年齢」となるため、年度末までは同じクラスとなります。

2.お手続きの流れ

（1）施設等利用給付認定の申請

「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書」にご記入のうえ、ご自身が該当する「保育を必要とする事由」が確認できる書類を添付し、ご提出ください。

【提出書類】

- ① 「教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書・施設等利用給付認定申請書」
- ② 保育を必要とする事由を確認するための書類（ご両親）
- ③ 該当する場合に必要な書類

申請書提出期限：**令和元年9月10日（火）**まで

（2）施設等利用給付認定の決定

ご提出いただいた書類をもとに審査を行い、区から保護者様へ「施設等利用給付認定証」を送付いたします。

認定には認定期間が定められており、認定期間内について無償化の対象となります。期限を過ぎると無償化の対象外となりますので、認定を継続するためには再度お手続きが必要となります。

（3）認可外施設の利用開始

認可外保育施設に利用料を支払い、「領収証」、「提供証明書」を受領してください。

（4）施設等利用費の申請

施設から受領した「領収証」、「提供証明書」と「施設等利用費請求書」をお通りの認可外保育施設へご提出ください。

（5）請求期間・振込時期

償還払いのスケジュールにつきましては後ほど、板橋区ホームページにてお知らせいたします。

3. 保育を必要とする事由、必要書類について

- ・ご両親それぞれに下記の表（1）の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している必要があります。
- ・保育を必要とする事由は認可保育所等を利用する際に必要な事由と同一の条件となります。
- ・区指定様式は板橋区ホームページより入手できます。
- ・不足書類、書類に不備がある場合などは再度提出を依頼することがあります。

表（1）

保育を必要とする事由		必要書類	認定期間
就労（1か月に48時間以上の労働を常態）	勤務している方、就職内定の方	勤務（内定）証明書 ※該当する父母ともに必要です。※自営業の方は、確定申告書類、営業許可証、開業届等の自営業の根拠資料も必要です。	就労している期間（最長就学前まで）
求職（起業準備を含む）	求職中の方	求職活動申告書 ※裏面の求職活動記録表も必要です	3か月
妊娠・出産	出産予定の方	母子手帳の表紙と分娩予定日がわかるページのコピー	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
傷病	病気の方	診断書等（病名・病状と保育できない状況を証明するもの）	治療に要する期間（最長就学前まで）
障がい	心身に障がいのある方	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等のコピー	治療に要する期間（最長就学前まで）
	臥床者を介護・看護している方	診断書又は要介護5（在宅介護のみ）の介護保険被保険者証のコピー	看護に要する期間（最長就学前まで）
介護・看護	重度心身障がい者を介護・看護している方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度のいずれかのコピー	看護に要する期間（最長就学前まで）
	通所・通院・入院の付き添い	領収書・通所証明書類・入院計画書等のいずれかのコピー	看護に要する期間（最長就学前まで）
学生	就学中の方	学生証のコピー又は在学証明書	在学期間内（最長就学前まで）
育児休業取得時に既に保育施設を利用していること		勤務（内定）証明書〔産休・育休の欄を記入〕	就労している期間（最長就学前まで）

その他、法律で定めのある場合にも認定を受けることができます。

表（2）該当する場合にはこちらの書類も追加で必要となります。

保護者の状況	必要な追加書類
ひとり親世帯、離婚調停中の方	戸籍謄本又はマル親医療証や児童扶養手当証書のコピーのいずれか1点 離婚調停中の場合は調停期日通知書のコピー
父又は母が外国籍の方	在留カードの両面コピー
0～2歳児クラスの区民税非課税世帯で平成31年1月1日時点で板橋区にお住まいでなかった場合	区民税非課税証明書（平成31年1月1日時点でお住まいの市区町村から発行）のコピー